参照条文等

海洋基本法 (平成十九年四月二十七日法律第三十三号) (抄)

第三章 基本的施策

(離島の保全等)

第二十六条

国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋 資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、<u>離島</u> に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施 設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講 ずるものとする。

海洋基本計画(平成20年3月18日閣議決定)(抄)

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 10 離島の保全等
- (1) 離島の保全・管理
- エ 保全・管理に関する方針の策定

離島は、上記のとおり、重要な役割を担っているため、無人島を含む離島について、海 洋政策推進上の位置付けを明確化し、適切な管理の体制、方策、取組のスケジュール等を 定めた「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(仮称)」を策定す る。あわせて、離島に関する位置情報等の基本的情報の整備を行うとともに、経済活動、 生態系、周辺海域の資源、気象・海象等それぞれの属性に応じて、国土の侵食を防止する ための海岸保全施設の整備、空中写真の周期的な撮影等の離島の保全・管理を推進する。

海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定)(抄)

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 10 離島の保全等
- (1) 離島の保全・管理
- ア 排他的経済水域・領海等の根拠となる離島の保全・管理
- ①離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進
- ○離島における排他的経済水域等の根拠となる低潮線を保全するため、低潮線保全法及び 低潮線保全基本計画に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとと もに、低潮線の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した巡視、空中写真 の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調査を実施する。
- ○関係機関での共有を可能とする「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的に管理する。また、低潮線保全区域の重要性を周知するため、看板

の設置や啓発活動を実施するとともに、海岸保全区域についても国土保全の観点から、 低潮線と一体的に浸食対策や保全、維持管理を推進する。

- ○離島の地名等の国土情報について地方公共団体等への確認等を通じて情報を更新する。 特に、<u>領海を根拠付ける離島の保全・管理の適切な実施及び国民の理解を増進するため、</u> 付されている名称を確認し、不明確な場合には関係機関間で協議の上、名称を決定し、 地図・海図等での統一した名称の活用を図<u>る</u>。
- ○海洋資源の開発・利用や海洋調査等が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安 定的に行われるよう、遠隔離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において輸送や補給等が可能な 活動拠点を整備する。

②~③ (略)

イ 我が国の安全保障及び海洋秩序維持上重要な離島に関する取組 (略)

○離島をめぐる情勢の変化を踏まえ、<u>我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島(いわゆる「国境離島」)について、その保全、管理及び振興に関する特別の措置について検討を行い、その結果を踏</u>まえ必要な措置を講ずる。

海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(離島の基本方針)(平成21年12月1日総合海洋政策本部)(抄)

- 3 離島の保全・管理に関する施策のあり方
- (1)海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理に関する施策 ア 我が国の排他的経済水域等の外縁を根拠付ける離島

(状況把握・データ収集)

排他的経済水域等の範囲を決定する基線を構成する離島及び低潮高地について、三角点 や水路測量標の設置等によりその位置、形状等の基本的な情報を把握する。

また、その情報把握にあたっては、近年の調査技術の進捗により、これまで確認されていなかったような低潮高地を発見することが可能となっている。従って、海域の重要性等を考慮しつつ最新技術を用いた低潮線の調査を実施し、迅速に情報の更新を行うとともに、調査結果を基に関係する海図への反映を行う。

さらに、排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、国公有地の状況等土地の保 有・登記状況、当該離島及び周辺海域の利用状況、自然環境の状況、歴史的経緯等に関す る調査を行い、基礎的なデータの収集、集積を行う。

(離島及び周辺海域における監視の強化) (略) (低潮線を変更させるような行為の規制等の推進)

排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島の基線を含む一定の区域について、国による 取得を可能な限り促進するとともに、国有財産としての管理を行うための方策の検討に 取り組む。

また、排他的経済水域を決定する基線を含む一定の区域について、不当な占有や低潮線を変更させるような掘削による損壊等を規制する措置を講じるとともに、継続的な状況の監視や把握を通じて、波浪による侵食等に対応すべきと判断される場合には、状況に応じて、適切にその保全に取り組む。

(離島の保全のための関係府省による情報共有・対応体制の構築等) (略)

(離島の名称の適切な管理)

排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに、 国民の理解に資するため、それら離島に付されている名称を確認し、<u>名称が不明確な場合には関係機関協議の上、名称を決定し付す。あわせて地図・海図等に明示し、統一し</u>た名称の活用を図る。

イ上記以外の離島に関する施策

上記以外の離島については、上記の取組の状況を踏まえつつ、当該離島の重要性に応じて、順次、上記取組に準じて取り組む。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)(平成二十二年六月二日法律第四十一号)(抄)

第一章 総則

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において<u>「低潮線の保全」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎となる低潮線又はこれらの海域の限界を画する基礎となる直線基線及び湾口若しくは湾内若しくは河口に引かれる直線を定めるために必要となる低潮線を保全すること</u>をいう。

 $3 \sim 4$ (略)

5 この法律において<u>「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域(海底及びその下を含む。)として政令で定めるもの</u>をいう。

 $6 \sim 7$ (略)

第二章 基本計画

(基本計画)

第三条 政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、<u>低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全(次項において「拠点施設の整備等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。</u>

 $2 \sim 5$ (略)

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画(低潮線保全基本計画)(平成22年7月13日閣議決定)(抄)

- 2. 低潮線の保全に関し関係行政機関が行う低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制その他の措置に関する事項・
- (1) 低潮線の保全に関する基本的考え方

(行為規制及び保全措置)

低潮線保全区域を設定し、低潮線保全区域内における海底の掘削等の行為を規 制することにより、低潮線の人為的損壊を防止する。

(以下、略)

 $(2) \sim (3)$

(略)

- (4) 関係行政機関が行うその他の措置
- ア. 低潮線保全区域を有する離島等の管理

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月1日総合海洋政策本部決定)において、「排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島の基線を含む一定の区域について、国による取得を可能な限り促進するとともに、国有財産としての管理を行うための方策の検討に取り組む」こととされていることから、排他的経済水域等の安定的な保全に資することを目的として、排他的経済水域等の基礎となる低潮線の周辺の無主の土地について、早期に行政財産化する。